

社会福祉法人等における施設整備事務審査指導要領

1 目的

社会福祉法人等（以下「法人等」という）が行う社会福祉施設整備のうち、国庫・道費補助及び民間公益補助等の伴う事業については、より厳正な事務処理が求められており、この要領に基づき、法人等に対する指導の徹底を図るものとする。

2 対象工事

この要領の対象とする工事は次のとおりとする。

(1) 国庫・道費補助による施設整備事業として実施する建設工事。

(2) 民間団体による施設整備補助事業として実施する建設工事。

ただし、上記以外の工事契約についても、道（総合振興局(振興局)）が行う運営指導の対象項目とし、法人等の経理規程等及びこの要領に準じた執行がなされているかについて確認を行うものとする。

3 整備計画について

(1) 法人等から施設整備計画について協議があった場合には、次の各項目について具体的な聴取を行い、不備がある場合には是正を指導する。

特に、自己資金の確保状況については、厳しく審査を行うこととし、寄付申込み者について、個別に面接又は書面による再確認を行うほか、大口寄付申込者（概ね1千万円以上）については、納税証明書・預貯金残高証明書・所得証明書等も含めて確認を行うこと。

① 整備計画の内容

ア. 整備の必要性等

当該整備の必要性、緊急性、市町村との事前協議の状況等

イ. 建設用地、建物規模及び構造の適否

基本計画、実施計画の妥当性

建設用地の決定→ 周辺環境、地域住民の同意の状況、当該建設用地に係る他法規制の解除手続の状況などの確認

建物の規模等→ 用地の形状、関係法で定める基準、入所（利用）者の処遇の充実、資金計画などの観点からの確認

ウ. 資金計画の決定

国庫・道費、民間等の補助制度、借入金（償還財源）、寄付金の見込み等の確認

② 補助に係る事項（協議、内示、申請、決定等）

③ 予算措置（事業年度における予算措置）

(2) 一部役員による独断若しくは恣意的な決定にならないよう、総合振興局(振興局)は、理事会での審議、並びに「建設委員会」における検討等が実質的に機能しているかについて、理事会議事録等により十分に審査を行うものとする。

4. 施設整備工事について

(1) 法人等から、財政支援を受けた市町村の契約手続きに準じて入札を行うことについて、文書で協議があった場合には、当該施設整備に伴う市町村の財政負担状況を勘案して認めることができるものとする。

(2) 総合振興局(振興局)は、法人等から求められた場合、建設指導課等と協議し、道における公共工事の取扱い、業種別の営業許可業者のリスト、指名基準ごとの入札参加資格者名簿等必要な情報の提供に努めること。

(3) 法人等から、施設所在地（予定地）市町村の公共施設を入札の場として利用したい旨の申し出があった場合には、総合振興局(振興局)は当該市町村に協力を要請するものとする。

(4) 総合振興局(振興局)は、法人等から入札の立ち会いを求められた場合には、次の事項に留意の上職員を入札に立ち合わせること。

ア 入札が、適正に執行された場合には、当該職員は、入札執行結果報告書に立会人として署名・押印をすること。

イ 入札の執行が適正でないと判断された場合には、署名を保留し、速やかに上司に報告するものとする。

ウ 必要な場合は、施設所在地市町村に対して、立ち会いを要請するものとする。

5 国庫・道費補助事業の取扱い

総合振興局(振興局)は、国庫・道費補助事業について、法人等から報告を受けた場合には、速やかに所定の処理を行うものとする。

なお、工事内訳書等の審査にあたっては、必要に応じ、建設指導課等の技術職員の助言を求めること。

(1) 入札執行予定の確認

入札の執行に至る法人の事務手続が適正かどうかを判断し、必要な場合には、法人等に対して助言、又は是正について指導すること。

(2) 入札結果の閲覧

総合振興局(振興局)は、法人等から提出された入札執行結果報告書の添付書類のうち、様式4「入札結果一覧表(閲覧用)」を一般の閲覧に供すること。

なお、閲覧の場所(社会福祉課内等)には閲覧簿(別記様式1)を備え付け、閲覧者に所定の事項を記入させるものとする。

6 一定額を超える国庫・道費補助事業の取扱い

多額の国庫・道費補助を受けて執行する事業については、より厳正な事務処理が求められることから、国庫及び道費補助金の合計額(複数年度にまたがる継続事業の場合はその総額)が1億円を超える事業については、前4項及び5項に加えて次の取扱いによるものとする。

(1) 建設工事及び工事監理業務委託に係る入札の執行に至る手順について重大な疑義があると判断される場合に、総合振興局(振興局)長はその入札等の延期若しくは中止を求め、法人等に対して速やかに是正を求めるものとする。

(2) 入札の際には、必ず職員を入札に立ち合わせる。

なお、立ち会いにあたっての留意事項は、4項の(4)のア及びイと同様であること。

(3) 「工事経歴書」による確認

総合振興局(振興局)は、建設工事請負業者の請負契約額が補助申請関係書類と一致するかについて、後日、「工事経歴書」を閲覧の上、確認すること。

7 現地調査の実施

総合振興局(振興局)は施設建設に当たり、当初計画に沿った建設が進行しているか否かの実情を確認するため、建設工事中間時点及び工事完了時点において、工事監理者及び請負業者立会のもと現地調査を行うものとする。

なお、上記以外の場合であっても、資金計画の履行状況等を確認する必要を認めた場合は、現地調査を実施すること。

(1) 建設工事中間時点の現地調査

① 対象工事

国庫補助による施設整備事業について、必ず実施する。

② 実施時期

実施時期は、建設工事の進捗率が概ね50%に達成した時点。

③ 実施通知

社会福祉法人等からの報告に基づき、総合振興局(振興局)において現地調査を実施する場合は、事前に通知するものとする。(別紙)

④ 調査項目

調査項目については、中間調査確認票によることとする。(別記様式2)

(2) 建設工事完了時点の検査

補助事業(民間補助を除く)にあつては、北海道補助金等交付規則に基づき実施する。

なお、工事費の支払い状況を、金融機関の証明書等、関係書類により確認すること。

(参考)
 ～2カ年継続国庫補助事業（工事進捗率〇〇年度30%、◎◎年度70%）の場合～

〇〇年度	◎◎年度
着工 (〇〇年度補助事業完成検査)	50% 中間地点 現地調査 竣工 (◎◎年度補助事業完成検査)

- 8 事業の変更について
 法人等から事業計画の変更について協議を受けた場合、総合振興局(振興局)は本庁とも協議し、適切に対応しなければならない。

(別記様式1)

閱 覧 簿

〇〇総合振興局(振興局)保健環境部〇〇室〇〇課

閱 覧 年 月 日	住 所	氏 名	適 要

(別記様式2)

建設工事中間調査確認票

(確認年月日: 年 月 日)

項目	検査内容	適・否	適否の理由	適とした年月日
工期	①工期は、着工届等の関係書類と相違ないか	適・否		
平面図等の設計図	①設計図等の内容は当初計画と相違ないか	適・否		
	②当初計画に変更があった場合、法人内部の意思決定は明確になっているか(議事録により確認)	適・否		
	③当初計画に変更があった場合、道の事前承認を受けているか	適・否		
	④承認を受けていない場合、軽微な変更と認められるものであるか	適・否		
事業費	①事業費の内容は当初計画と相違ないか	適・否		
	②当初計画に変更があった場合、法人内部の意思決定は明確になっているか(議事録により確認)	適・否		
	③当初計画に変更があった場合、道の事前承認を受けているか	適・否		
	④承認を受けていない場合、軽微な変更と認められるものであるか	適・否		
	⑤補助対象外経費の振り分けが適正になされているか	適・否		
	⑥寄附金等自己資金の確保状況は、当初計画と相違ないか	適・否		
	⑦福祉医療機構借入金の限度額に変更が生じた場合は、所要の届出をしているか	適・否		
工事施工内容	①設計図書に基づき適正に工事が施工されているか(工事監理者、工事請負業者、設計業者及び法人契約担当者等の関係者からの説明を求め、図面及び工事内訳書等と相違ないか工事工程写真、見分、主要部分の実測等により現場確認する。)	適・否		
	②下請負業者の把握及び実態は適正か	適・否		

※ 「適とした年月日」欄は、否とした項目の是正を確認した年月日を記載すること。

(別紙)

平成 第 年 月 号
日

社会福祉法人
理事長 様

総合振興局(振興局)長

建設工事の現地調査について

このことについて、「社会福祉法人等における施設整備事務取扱要領」の7に基づき、次のとおり〇〇〇〇建設工事に係る調査を実施しますので、関係職員の出席等についてご配慮願います。

記

- 1 調査日時
- 2 調査場所
- 3 調査担当職員
- 4 出席者

実地調査当日は、工事監理者、工事請負業者、設計業者及び法人契約担当者が出席されるようお願いいたします。

- 5 関係書類

施設整備に係る関係書類を会場に準備してください。

(〇〇部〇〇課〇〇係)